

スクールバス及び園児送迎バス安全装置の取付けに係る仕様書

1 取付装置

内閣府が公表している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された装置のうち「降車時確認式」の装置とする。

2 台数

- (1) 大型バス 1 台
- (2) 中型バス 15 台
- (3) マイクロバス 14 台
- (4) 14 人乗りバス 7 台

合計 37 台

3 取付期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）

スクールバス運行の都合により、車両によっては取付けができない日がある。

4 取付車両

別紙のとおり。

5 取付順

スクールバスの運行状況、車種等を考慮し、効率的に取り付けができるよう、市と協議のうえ取付計画を作成し、取付けを行うこと。

6 取付方法

- (1) 取付計画に従い、車両を保管しているスクールバス運行委託業者に連絡のうえ、取付けを行うこと。
- (2) 取付作業場所は、車両の保管場所又は受託者が指定した場所とするが、車両の移動は受託者が対応すること。
- (3) 取付けは、配線が乗車時に体に触れないこと、既存の配線に支障がないこと。
- (4) 取付作業場所が、受託者が指定した場所の場合、取付け後には、移動前の場所に車両を納入すること。
- (5) 取付計画に遅れが生じる場合には、市に連絡すること。

7 その他

- (1) 正当な理由（初期不良等）による機種の変換が可能であること。
- (2) 機器の操作に関する問い合わせが発生した場合、適切に操作方法等を指示すること。
- (3) 故障等による連絡を受けた場合、対応が可能なこと。